

資格スクエア 公開模試
令和7年度 解答・解説

法令等 【解答・解説】

問題 1

犯罪

空欄を埋めた場合、以下のようになる。

犯罪は、**ア 構成要件**に該当する違法かつ有責な行為であると定義される。このうち、**ア 構成要件**は、一般的に、立法者が犯罪として法律上規定した行為の類型をいう。そして、実質的な意味での違法性がどのようなものであると理解するかについては、大きく分けて**イ 行為無価値論**と**ウ 結果無価値論**が対立している。前者は、行為に対する社会的非難が違法性の実質に含まれるとする立場であり、後者は、違法性の実質は、あくまで法益侵害及びそのおそれにあるとする考え方である。次に、責任について、刑法上、**エ 心神喪失者の行為**は、罰しない旨が規定されている（刑法第 39 条第 1 項）ので、**エ 心神喪失者の行為**は、例えそれが**ア 構成要件**に該当する違法な行為であっても処罰されない。

よって、**ア**には「構成要件」、**イ**には「行為無価値論」、**ウ**には「結果無価値論」、**エ**には「心神喪失者の行為」が入り、正解は 1 となる。

問題 2

公法と私法の分類

ア 本記述は妥当でない。

公法が「統治機構に関する事項および公権力と私人の関係を規律する法」であるのに対して、私法は「私人と私人の関係を規律する法」と分類することができるが、公法と私法をいかに分類するかについては、多数の見解が存在している。私法の中にも会社法の罰則規定（特別背任罪）のように公法的性格を有する規定もあり、私法・公法の分類は絶対的なものではない。

イ 本記述は妥当である。

公法概念について、法律関係が権力的な手段によって規律される場合に適用される法と捉える見解（権力説）に対しては、公共契約に関する法規範が公法に当たることが説明できないという批判が妥当する。※

※興津征雄「法学叢書 行政法Ⅰ 行政法総論」（2023年、新世社）741頁

ウ 本記述は妥当でない。

今日においては、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法などの各種行政法の整備が進んでいるとする点は正しい。しかし、だからといって公法と私法が明確に分類されるわけではなく、今日においても、公法と私法が明確に分類されるに至っていないわけではない（肢ア解説参照）。

エ 本記述は妥当である。

戦前は、大審院を頂点とする司法裁判所から独立した行政裁判所が存在し、行政裁判所と司法裁判所との管轄権の配分が公法と私法の区別に結び付けられていた※。そのため、明治憲法下のわが国においては、公法と私法の分類は実定法上の実益を有していたといえる。

※興津征雄「法学叢書 行政法Ⅰ 行政法総論」（2023年、新世社）742頁

オ 本記述は妥当でない。

行政事件訴訟法第4条は、実質的当事者訴訟を「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」と定義している。しかし、同法7条は「行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」としており、実質的当事者訴訟についても民事訴訟法の規定が準用される。そのため、ある法律関係が公法関係か私法関係か、すなわちこれに関する訴訟が実質的当事者訴訟か通常の民事訴訟かに大きな実益はない。

よって、妥当なものはイ・エであり、正解は4となる。

問題 3

信教の自由

本問は、オウム真理教解散命令事件（最決平 8.1.30）に関するものである。本判例は、解散命令は信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない、会社の解散命令と同趣旨のものであるとしつつ、宗教法人に帰属する財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得ることを指摘し、信教の自由との関係で、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならないとしている。

1 本記述は妥当でない。

判例は、「法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない」としている。

2 本記述は妥当でない。

判例は、「宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」としている。

3 本記述は妥当である。

判例は、「解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる」としている。

4 本記述は妥当でない。

判例は、「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」としている。

5 本記述は妥当でない。

判例は、「宗教法人の解散命令の制度は、前記のように、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的である」としている。

よって、正解は 3 となる。

問題 4

財産権

ア 本記述は妥当である。

判例は、「土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によつて当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであるから、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもつて補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する」としている（最判昭 48.10.18）。

イ 本記述は妥当である。

判例は、「憲法 29 条 3 項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基き、合理的に算出された相当な額をいうのであつて、必しも常にかかる価格と完全に一致することを要するものでない」としている（農地買収事件、最大判昭 28.12.23）。

ウ 本記述は妥当である。

判例は、「憲法 29 条 1 項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条 2 項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがつて、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによつて保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべき」としている（最大判昭 53.7.12）。

エ 本記述は妥当でない。

判例は、上場会社等の役員又は主要株主が同項所定の有価証券等の短期売買取引をして利益を得た場合には、一定の除外事由に当たる場合を除き、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができるとする旧証券取引法（現：金融商品取引法）164 条 1 項の規制の目的及び必要性について、「同項は、上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止することによって、一般投資家が不利益を受けることのないようにし、国民経済上重要な役割を果たしている証券取引市場の公平性、公正性を維持するとともに、これに対する一般投資家の信頼を確保するという経済政策に基づく目的を達成するためのものと解することができる。このような目的が正当性を有し、公共の福祉に適合するものであることは明らかである。次に、規制の内容等についてみる

と、同項は、外形的にみて上記秘密の不当利用のおそれのある取引による利益につき、個々の具体的な取引における秘密の不当利用や一般投資家の損害発生という事実の有無を問うことなく、その提供請求ができることとして、秘密を不当に利用する取引への誘因を排除しようとするものである…そのような規制手段を採ることは、前記のような立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けるものであるとはいえない」としている（最大判平 14.2.13）。

オ 本記述は妥当でない。

判例は、「ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は何人も、公共の福祉のため、当然これを受忍しなければならない責務を負うというべきである。すなわち、ため池の破損、決かいの原因となるため池の堤とうの使用行為は、憲法でも、民法でも適法な財産権の行使として保障されていないものであつて、憲法、民法の保障する財産権の行使の埒外にあるものというべく、従つて、これらの行為を条例をもつて禁止、処罰しても憲法および法律に抵触またはこれを逸脱するものとはいえない」としている（奈良県ため池条例事件、最大判昭 38.6.26）。

よって、妥当でないものはエ・オであり、正解は5となる。

問題 5

生存権

憲法 25 条は法的効力をもたず、政治の指針あるいは法律解釈の基準以上のものではないとする A 説は、プログラム規定説である。憲法 25 条に法的性格は認めるが、そこで保障された生存権は抽象的な権利にすぎず、そのままでは裁判所で適用しうるものではないが、これを具体化する法律が制定されれば、その法律の審査の基準として機能するとする B 説は、法的権利説の中の抽象的権利説である。憲法 25 条は生存権を具体的権利として規定しているとする C 説は、法的権利説の中の具体的権利説である。

- 1 本記述は妥当である。

憲法 25 条 1 項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定している。プログラム規定説は生存権の法的権利性を否定するものであるから、「権利を有する」と規定する同条項の文言に整合的ではないとの批判が妥当する。

- 2 本記述は妥当でない。

判例は、「憲法 25 条 1 項は…すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない」として具体的権利説を否定しつつも、「厚生大臣の定める保護基準は、法 8 条 2 項所定の事項を遵守したものであることを要し、結局には憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならない。」と述べて法規範性を肯定している（朝日訴訟、最大判昭 42.5.24）。よって、最高裁判所の判例がプログラム規定説を採用していると解釈する余地はない。

- 3 本記述は妥当でない。

肢 2 の解説のとおりであるから、最高裁判所の判例が抽象的権利説を採用していると解釈することは可能である。

- 4 本記述は妥当でない。

立法不作為の違憲確認訴訟については、これを認める見解と、抽象的違憲審査を認めることになる（国会の立法権を消極的に侵害する）ので許されないという見解に分かれており、判例にこの訴訟形態を認めたものは存在しない。すなわち、生存権の法的性質についてどのような見解を採用するかどうかから、立法不作為の違憲確認訴訟が認められるかどうかの結論が導かれるわけではない。

- 5 本記述は妥当でない。

具体的権利説に立つ論者も、憲法 25 条を直接の根拠に、裁判所が、一定額を最低保障として支払えという命令を出すことまでは認めていない。生存権は、給付命令の基礎となりうるほどには具体的内容をもつとはいえないことをその理由とする。

よって、正解は 1 となる。

問題 6

内閣

- 1 本記述は妥当である。

内閣は、他の一般行政事務の外、①～⑦の事務を行う（憲法 73 条）。

- ① 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- ② 外交関係を処理すること。
- ③ 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- ④ 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること。
- ⑤ 予算を作成して国会に提出すること。
- ⑥ この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- ⑦ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

- 2 本記述は妥当である。

内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる（憲法 68 条 2 項）。「任意に」なので、具体的な罷免事由は不要である。

- 3 本記述は妥当である。

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない（憲法 69 条）。

- 4 本記述は妥当でない。

内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない（憲法 68 条 1 項）。全員が国会議員でなければならないわけではない。

- 5 本記述は妥当である。

国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない（憲法 75 条）。

よって、正解は 4 となる。

問題 7

司法権

司法とは、具体的な争訟について、法を適用・宣言することによって、これを裁定する国家の作用であると解し、具体的な争訟とは、当事者間の具体的な法律関係・権利義務の存否に関する争いであり、かつ、法律を解釈・適用することにより終局的に解決できるものを意味すると解するのが判例（警察予備隊違憲訴訟事件、最大判昭 27.10.8 及び下掲）・通説である。

1 本記述は司法権の範囲に含まれない。

技術士試験を受けたが不合格となった受験生が、合格への判定変更などを求めて提起した訴訟において、判例は、「法令の適用によつて解決するに適さない単なる政治的または経済的問題や技術上または学術上に関する争は、裁判所の裁判を受けうべき事柄ではないのである。国家試験における合格、不合格の判定も学問または技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、その試験実施機関の最終判断に委せられるべきものであつて、その判断の当否を審査し具体的に法令を適用して、その争を解決調整できるものとはいえない。」として（最判昭 41.2.8）、司法権の範囲に含まれないと解している。

2 本記述は司法権の範囲に含まれる。

衆議院の解散は憲法に違反し無効であり、自身は衆議院議員としての身分を失っていないとして、衆議院議員であった者が提起する議員歳費の支払請求訴訟は、歳費請求権という当事者間の具体的な権利義務の存否に関する争いであり、かつ、法律（この場合は憲法）を解釈・適用することにより終局的に解決できるものではある。しかし、「裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない」とするのが判例（最大判昭 37.3.7）である。つまり、司法権の範囲に含まれるが、司法権の限界に抵触する訴訟である。

3 本記述は司法権の範囲に含まれない。

裁判所の支部を廃止する旨を定めた最高裁判所規則の取消しを求める訴訟において、判例は、具体的な紛争を離れ、抽象的に右規則の憲法違反を主張してその取消しを求める訴訟であり、裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟に当たらないとし（最判平 3.4.19）、司法権の範囲に含まれないと解している。

4 本記述は司法権の範囲に含まれない。

宗教法人である宗教団体の代表役員の地位にあることの確認を求める訴えであって、その理由の有無の判断に当該宗教団体の教義を解釈することが必要不可欠なものは、法律を解釈・適用することにより終局的に解決できるものではなく、具体的争訟に当たらないので（最判平 5.9.7）、司法権の範囲に含まれない。

5 本記述は司法権の範囲に含まれない。

宗教団体が宗教的なシンボルを建立するための資金をその信者から寄付させたものの、当該シンボルは教義に照らして偽物であり、したがって寄付は錯誤に基づくものであるとして、寄付を行った信者が提起した不当利得返還請求訴訟は、当該シンボルが偽物であるかどうか（錯誤の有無）について教義を解釈せざるを得ないものであるから、法律を解釈・適用することにより終局的に解決できるものではなく、具体的争訟に当たらないので（板まんだら事件、最判昭 56.4.7）、司法権の範囲に含まれない。

よって、正解は 2 となる。

問題 8

国の行政組織

- 1 本記述は妥当でない。

各省大臣がその機関の所掌事務について、所管の諸機関及び職員に対して発する命令又は示達は、一般に訓令又は通達と解される。告示は、行政機関が決定した事項その他一定の事項を一般に公示するものであり（国家行政組織法 14 条 1 項）、特定の機関や職員に対する内部的な指揮命令とは性質が異なる。

- 2 本記述は妥当でない。

国の行政機関である省の長は各省大臣であり国務大臣をもって充てられるが（国家行政組織法 5 条 1 項、3 項本文）、委員会の委員長や庁の長官は、必ずしも国務大臣をもって充てられるわけではない。

- 3 本記述は妥当である。

内閣法 4 条 3 項は「各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。」と規定している。

- 4 本記述は妥当でない。

国の行政機関の組織の基準を定め、国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする法律は、国家行政組織法である（国家行政組織法 1 条）。内閣法は、内閣の組織、職務権限等を定める法律である。

- 5 本記述は妥当でない。

庁は、省の外局として置かれることがあるが（国家行政組織法 3 条 3 項）、例えば内閣府設置法に基づき内閣府に置かれる庁（例：宮内庁、金融庁など）や、デジタル庁設置法に基づき内閣に置かれるデジタル庁のように、省の外局ではない形で設置される場合もある。

よって、正解は 3 となる。

問題 9

行政裁量

ア 本記述は誤っている。

判例は、「本件検定の審査、判断は、申請図書について、内容が学問的に正確であるか、中立・公正であるか、教科の目標等を達成する上で適切であるか、児童、生徒の心身の発達段階に適應しているか、などの様々な観点から多角的に行われるもので、学術的、教育的な専門技術的判断であるから、事柄の性質上、文部大臣の合理的な裁量に委ねられる」としつつも、「教科用図書検定調査審議会の判断の過程…に、原稿の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況、教育状況についての認識や、旧検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤があつて、文部大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、右判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上違法となる」としている（家永教科書訴訟第一次上告審判決、最判平 5.3.16）。

イ 本記述は正しい。

墓地、埋葬等に関する法律 13 条は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵または火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならないとしたうえで、この規定に違反した場合には刑罰が科される（同法 21 条 1 号）。この「正当な理由」のように、刑罰法規の構成要件については、行政庁の裁量は認められないものと解される。なお、判例も、行政庁が通達で示した法令の解釈に裁判所が拘束されるか（裁判所はその裁量判断を尊重すべきか）について、「（宗教団体の経営する墓地の管理者は埋葬等を請求する者が他の宗教団体の信者であることのみを理由としてその請求を拒むことはできないとする）通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、…また、裁判所がこれらの通達に拘束されることのないことはもちろんで、裁判所は、法令の解釈適用にあつては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときには独自にその違法を判定することもできる」としている（最判昭 43.12.24）。

ウ 本記述は誤っている。

外国人の在留期間の更新の許否は法務大臣の裁量に属するが、その判断が全く事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかである場合には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとされ、司法審査の対象となる（マククリーン事件、最大判昭 53.10.4）。

エ 本記述は正しい。

国家公務員に対する懲戒処分は、懲戒権者の裁量に委ねられているが、その裁量権の行使が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合には、その処分は違法となるとされている（神戸税関事件、最判昭 52.12.20）。

オ 本記述は誤っている。

判例は、「国有財産の管理権は、国有財産法5条により、各省各庁の長に属せしめられており、公共福祉用財産をいかなる態様及び程度において国民に利用せしめるかは右管理権の内容であるが、勿論その利用の許否は、その利用が公共福祉用財産の、公共の用に供せられる目的に副うものである限り、管理権者の単なる自由裁量に属するものではなく、管理権者は、当該公共福祉用財産の種類に応じ、また、その規模、施設を勘案し、その公共福祉用財産としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきであり、若しその行使を誤り、国民の利用を妨げるにおいては、違法たるを免れない」としている（皇居外苑使用不許可事件、最大判昭28.12.23）。

よって、正しいものはイ・エであり、正解は3となる。

問題 10

行政上の義務履行確保

ア 本記述は正しい。

行政代執行の要件は、行政上の義務が①法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む）により直接命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為であり、義務者がこれを履行しないこと、②他人が代わってなすことのできる行為（代替的作為義務）であること、③他の手段によってはその履行を確保することが困難であること、④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められることである（行政代執行法2条）。

イ 本記述は誤っている。

義務の履行を前提とせず、目前急迫の障害を除去する必要がある場合に直接実力を行使する作用は即時強制である。直接強制とは、義務者が行政上の義務を履行しない場合に、行政庁が直接義務者の財産又は身体に実力を行使して義務を履行させることをいう。

ウ 本記述は誤っている。

執行罰は、主として非代替的作為義務や不作為義務の不履行に対して科されるものであり、代替的作為義務には通常、行政代執行が用いられる。また、執行罰は義務が履行されるまで、又は将来の不履行を抑止するために、反復して科することができる点に特徴がある。なお、執行罰は、現在は砂防法にのみ規定が存在する（砂防法36条）。また、届出義務や報告義務といった比較的軽微な行政法上の義務違反という過去の違反行為に対する制裁として課される行政上の秩序罰とは異なる。

エ 本記述は正しい。

行政上の強制徴収は、公法上の金銭給付義務の不履行に対し、行政庁が自ら義務者の財産に強制力を加え、義務が履行されたのと同様の状態を実現する作用である。国税徴収法に基づく滞納処分（差押え、換価、配当）は、その典型例であり、行政庁が裁判所の関与なしに自力で執行できる権能（自力執行権）に基づいて行われる。

オ 本記述は誤っている。

代執行をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない（行政代執行法3条1項）。また、義務者が、この戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期などを義務者に通知する（同条2項）。この戒告及び代執行令書による通知は、それに続く代執行という一連の行為の前提となるものであり、相手方の権利義務に直接影響を及ぼすものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたるとするのが下級審判例（戒告の処分性を認めたものとして千葉地判昭46.2.21など多数。代執行令書の通知の処分性を認めた例として東京地判昭48.9.10）及び通説的見解である。

よって、正しいものはア・エであり、正解は2となる。

問題 11

申請に対する処分

ア 本記述は妥当でない。

行政庁が意見陳述のための手続（聴聞又は弁明の機会の付与）を執らなければならないのは、不利益処分をしようとする場合である（行政手続法 13 条 1 項柱書）。そして、不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう（同法 2 条 4 号柱書）。この定義だけからすると、許認可等を拒否する処分も不利益処分に含まれる。しかし、申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分は、不利益処分から除外されている（同号ロ）。そのため、許認可等を拒否する処分をする場合、意見陳述のための手続を経る必要はない。

イ 本記述は妥当である。

行政庁は、審査基準を定めるものとする（行政手続法 5 条 1 項）。また、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない（同条 3 項）。

ウ 本記述は妥当である。

行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる（行政不服審査法 2 条）。また、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと）がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる（同法 3 条）。よって、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、これを拒否する処分がされた場合には 2 条に基づき、不作為がある場合には 3 条に基づき、審査請求をすることができる。

エ 本記述は妥当でない。

「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう（行政事件訴訟法 3 条 5 項）。

オ 本記述は妥当でない。

「義務付けの訴え」とは、①又は②の場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう（行政事件訴訟法 3 条 6 項）。

① 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

② 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。

このように、申請又は審査請求がされた場合でなくとも、行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないときであれば義務付けの訴えを提起することができる（非申請型義務付訴訟）。

よって、妥当なものはイ・ウであり、正解は3となる。

問題 12

不利益処分

- 1 本記述は明らかに妥当でないとはいえない。

以下の場合においては、原則として聴聞が必要となる（行政手続法 13 条 1 項）。

- ① 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- ② ①に規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
- ③ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

そして、銀行法 27 条に基づく取締役などの解任命令は③に当たるため、原則として聴聞が必要となる。

- 2 本記述は明らかに妥当でないとはいえない。

不利益処分を行う場合、原則として、意見陳述手続を実施することが必要であるが、判例は、司法書士の登録取消しの事案において「法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき」などにおいては、例外的に不要となるとしている（東京地判平 10.11.13）。したがって、行政書士が欠格事由に該当することを理由としてその登録を抹消する場合、客観的な資料により直接証明されているのであれば、この例外に当たると考えられる。

- 3 本記述は明らかに妥当でない。

行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分であっても、名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分は不利益処分から除かれている（行政手続法 2 条 4 号ハ）。そして、文化庁長官が、地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理を行わせる場合、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者や指定しようとする地方公共団体その他の法人などの同意を得なければならないから（文化財保護法 32 条の 2 第 1 項、2 項）、指定は不利益処分には当たらない。

- 4 本記述は明らかに妥当でないとはいえない。

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（行政手続法 14 条 1 項）。そして、行政庁は、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合においては、当該

名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない（同条2項）。

- 5 本記述は明らかに妥当でないとはいえない。

処分基準とは、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう（行政手続法2条8号ハ）。そして、行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない（同法12条1項）とされており、いずれも努力義務に留まる。

よって、正解は3となる。

問題 13

意見公募手続

ア 本記述は妥当でない。

意見公募手続（行政手続法 39 条）の対象となる命令等は、内閣又は行政機関によって定められるものであって、法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準、行政指導指針のことを指す（同法 2 条 8 号）。そして、地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、命令等の種類を問わず、行政手続法の命令等を定める手続に関する規定の適用は排除されている（同法 3 条 3 項）。

イ 本記述は妥当でない。

公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるときは、意見公募手続を経ずに命令等を定めることができる（行政手続法 39 条 4 項 1 号）ものの、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないこと（同法 38 条 1 項）には変わりはない。

ウ 本記述は妥当である。

命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない（行政手続法 38 条 1 項）。同条は、法律による行政の原理の構成要素である法律の優位に照らし、命令等を定める場合の実体法的規律を明文化したものであり※、ある命令等がこれを定める法令の委任の範囲を逸脱することは、この規定に違反することを意味する。例えば、判例は、行政手続法 38 条 1 項を参照しつつ、旧薬事法施行規則の各規定が、店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売または授与は一定の医薬品に限って行うことができる旨の規定およびそれ以外の医薬品の販売もしくは授与または情報提供はいずれも店舗において薬剤師等の専門家との対面により行わなければならない旨を定めていたことについて、一般用医薬品のうち第一類医薬品および第二类医薬品につき、店舗販売業者による店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による販売または授与を一律に禁止することとなる限度において、薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるとしている（医薬品ネット販売規制事件、最判平 25. 1.11）が、このような場合には「命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにし」た、とはいえない。

※櫻井敬子・橋本博之『行政法 [第 7 版]』（2025 年、弘文堂）211 頁

エ 本記述は妥当である。

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。）の提出先及び意見の提出のための期間（意見提出期間）を定めて広く一般の意見を求めなければならない（行政手続法 39 条 1 項）。そして、意見提

出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない（同条3項）。ただし、命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる（同法40条1項前段）。

オ 本記述は妥当でない。

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。）の提出先及び意見の提出のための期間（意見提出期間）を定めて広く一般の意見を求めなければならない（行政手続法39条1項）。そして、この規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない（同条2項）。このように、命令等の案としてはあくまで内容を示せば足り、条項を示すことは求められていない。条項を示す必要があるのは、根拠法令である。

よって、妥当なものはウ・エであり、正解は5となる。

問題 14

行政不服申立て

- 1 本記述は妥当である。

行政不服審査法は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする（行政不服審査法1条1項）。

- 2 本記述は妥当である。

行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる（行政不服審査法2条）。この「処分に不服がある者」がどのような意味かについて、判例は、「景表法の右条項にいう『第1項…の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの』とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。」としている（主婦連ジュース不当表示事件、最判昭53.3.14）。

- 3 本記述は妥当でない。

行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる（行政不服審査法5条1項本文）。このように、再調査の請求は処分に対してのみ行うことができる。

- 4 本記述は妥当である。

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の①～④に掲げる場合の区分に応じ、①～④に定める行政庁等（処分庁＋不作為庁）に対してするものとする（行政不服審査法4条）。

- ① 処分庁等に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣、宮内庁長官、内閣府設置法・国家行政組織法の特定の条項に規定する庁の長である場合：当該処分庁等
- ② 宮内庁長官、内閣府設置法・国家行政組織法の特定の条項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合：宮内庁長官又は当該庁の長
- ③ 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（①②を除く。）：当該主任の大臣
- ④ ①～③に掲げる場合以外の場合：当該処分庁等の最上級行政庁

以上のように、いずれも限定的場面である①～③に当たる場合以外はすべて④であるため、審査請求の対象は原則として④当該処分庁等の最上級行政庁であるといえる。

- 5 本記述は妥当である。

再調査の請求は、「行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をする

ことができる場合において」可能なものである（行政不服審査法5条1項本文）。設問の「処分庁に上級行政庁がない場合」には、審査請求は当該処分庁に対して行うことになるので（同法4条1号、肢4解説の①）、再調査の請求ができる場合である「行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合」には当たらず、再調査の請求はできない（審査請求を行うべきことになる）。

よって、正解は3となる。

問題 15

行政不服審査法上の執行停止

- 1 本記述は妥当でない。

処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）をとることができる（行政不服審査法 25 条 2 項）。また、処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる（同条 3 項前段）。このように、執行停止ができる行政庁は審査庁に限られる。

- 2 本記述は妥当でない。

肢 1 の解説参照。執行停止は職権で行うこともできる。

- 3 本記述は妥当でない。

肢 1 の解説参照。執行停止は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部を対象として行うことができる。

- 4 本記述は妥当でない。

審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない（行政不服審査法 25 条 4 項）。このように、重大な損害を避けるために緊急の必要があるときに執行停止をしなければならないという規律は、審査請求人の申立てがあることを前提とする。

- 5 本記述は妥当である。

処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置（①処分の執行の停止、②手続の続行の停止、③その他の措置）によって目的を達することができるときは、することができない（行政不服審査法 25 条 6 項）。

よって、正解は 5 となる。

問題 16

行政不服申立ての審理

1 本記述は妥当でない。

審査庁は、審査庁に所属する職員（審理員になるべき者の名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから審理員を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、①一定の機関が審査庁である場合、②条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、③審査請求書の不備が補正されないことを理由として当該審査請求を却下する場合（行政不服審査法 24 条 1 項）は、指名は不要である（同法 9 条 1 項柱書）。

2 本記述は妥当でない。

審査庁は、審査庁に所属する職員（審理員になるべき者の名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから審理員を指名する（行政不服審査法 9 条 1 項）。すなわち、名簿を作成した場合には名簿記載者から審理員を指名する必要があるが、作成は努力義務であるから（同法 17 条）名簿が作成されていない場合もあり得るのであって、その場合、名簿記載者から指名していないという理由で指名が違法を帯びるものではない。

3 本記述は妥当でない。

審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。（行政不服審査法 29 条 2 項）。審査請求人が提出することができるのは反論書である（同法 30 条 1 項前段）。

4 本記述は妥当でない。

審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない（行政不服審査法 31 条 1 項本文）。口頭での意見陳述の機会が申立てがあった場合に与えれば足りる。

5 本記述は妥当である。

審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成しなければならない（行政不服審査法 42 条 1 項）。そして、審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない（同条 2 項）。

よって、正解は 5 となる。

問題 17

取消訴訟の原告適格

ア 本記述は妥当である。

判例は、公衆浴場法やその委任を受けた条例が定める公衆浴場営業の許可制及び距離制限は「主として『国民保健及び環境衛生』という公共の福祉の見地から出たものであることはむろんであるが、他面、同時に、無用の競争により経営が不合理化することのないように濫立を防止することが公共の福祉のため必要であるとの見地から、被許可者を濫立による経営の不合理化から守ろうとする意図をも有するものであることは否定し得ないところであつて、適正な許可制度の運用によつて保護せらるべき業者の営業上の利益は、単なる事実上の反射的利益というにとどまらず公衆浴場法によつて保護せられる法的利益と解する」としている（公衆浴場営業許可、最判昭 37. 1.19）。

イ 本記述は妥当である。

判例は、「開発区域内の土地が同号（注：都市計画法 33 条 1 項 7 号）にいうがけ崩れのおそれが多い土地等に当たる場合には、がけ崩れ等による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。」としている（開発許可取消訴訟事件、最判平 9. 1.28）。

ウ 本記述は妥当でない。

地方鉄道法 21 条による地方鉄道業者の特別急行料金の改定（変更）の認可処分^{（注）}の取消訴訟において、当該地方鉄道業者の路線の周辺に居住し通勤定期券を購入するなどしてその特別急行旅客列車を利用している者に原告適格が認められるかについて、判例は、「たとえ上告人らが近畿日本鉄道株式会社の路線の周辺に居住する者であつて通勤定期券を購入するなどしたうえ、日常同社が運行している特別急行旅客列車を利用しているとしても、上告人らは、本件特別急行料金の改定（変更）の認可処分によつて自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるといふことができず、右認可処分の取消しを求める原告適格を有しないといふべきである」としている（近鉄特急事件、最判平元. 4.13）。

エ 本記述は妥当でない。

判例は、航空「法が、定期航空運送事業免許の審査において、航空機の騒音による障害の防止の観点から、申請に係る事業計画が 101 条 1 項 3 号にいう『経営上及び航空保安上適切なもの』であるかどうかを、当該事業計画による使用飛行場周辺における当該事業計画に基づく航空機の航行による騒音障害の有無及び程度を考慮に入れたうえで判断すべきものとしているのは、単に飛行場周辺の環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、飛行場周辺に居住する者が航空機の騒音によつて著しい障害を受けないという利益をこれら個々人の個別的利益としても保護すべき

とする趣旨を含むものと解することができるのである。したがって、新たに付与された定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、当該飛行場を使用する各種航空機の騒音の程度、当該飛行場の一日の離着陸回数、離着陸の時間帯等からして、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する」としている（新潟空港事件、最判平元.2.17）。

オ 本記述は妥当でない。

判例は、史跡指定解除処分の根拠である静岡県文化財保護条例と文化財保護法「は、文化財の保存・活用から個々の県民あるいは国民が受ける利益については、本来本件条例及び法がその目的としている公益の中に吸収解消させ、その保護は、もっぱら右公益の実現を通じて図ることとしているものと解される。そして…学術研究者の右利益について、一般の県民あるいは国民が文化財の保存・活用から受ける利益を超えてその保護を図ろうとする趣旨を認めることはできない。文化財の価値は学術研究者の調査研究によって明らかにされるものであり、その保存・活用のためには学術研究者の協力を得ることが不可欠であるという実情があるとしても、そのことによって右の解釈が左右されるものではない。…本件遺跡を研究の対象としてきた学術研究者であるとしても、本件史跡指定解除処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有せず、本件訴訟における原告適格を有しない」としている（伊場遺跡保存事件、最判平元.6.20）。

よって、妥当なものはア・イであり、正解は1となる。

問題 18

抗告訴訟の原告適格

- 1 本記述は誤っている。

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる（行政事件訴訟法 9 条 1 項）。ここにいう「法律上の利益」については、【法律上保護された利益】を意味すると解する立場が通説及び判例（主婦連ジュース不当表示事件、最判昭 53.3.14 参照）である。

- 2 本記述は正しい。

処分の取消しの訴えは、当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起するのが原則である（行政事件訴訟法 11 条 1 項 1 号）。しかし、処分をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない（同条 2 項）。そして、建築基準法上の指定確認検査機関として指定を受けた民間企業が建築確認を行った場合はこの「処分をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合」に当たるので、民間企業を被告として取消訴訟を提起すべきこととなる。

- 3 本記述は誤っている。

処分の取消しの訴えは、当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起するのが原則である（行政事件訴訟法 11 条 1 項 1 号）。そして、国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項（民事訴訟法 134 条 2 項）のほか、処分の取消しの訴えの場合には当該処分をした行政庁を記載する（行政事件訴訟法 11 条 4 項 1 号）。したがって、処分をした行政庁が A 県に所属する場合、訴状には被告として A 県を記載するほか、処分をした行政庁として B を記載する必要がある。

- 4 本記述は誤っている。

無効等確認の訴えは、①㊦当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者①その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、②当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる（行政事件訴訟法 36 条）。この条文の文言からすると、①㊦①いずれの場合も②の要件を満たさなければ無効等確認の訴えの原告適格は否定される（一元説）とも思える。しかし、判例は、①㊦の場合には②を要しないとする見解（二元説）を採用しているものと解されている（最判昭 48.4.26、最判昭 51.4.27 など）。

- 5 本記述は誤っている。

不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる（行政事件訴訟法 37 条）。

よって、正解は 2 となる。

問題 19

義務付けの訴え

- 1 本記述は妥当でない。

非申請型の義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに提起することができる（行政事件訴訟法 37 条の 2 第 1 項）。法令違反の是正を命ずる処分をすべき場合に限られるわけではない。

- 2 本記述は妥当でない。

義務付けの訴えが訴訟要件を満たす場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、①行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は②行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする（行政事件訴訟法 37 条の 2 第 5 項）。この①又は②の本案勝訴要件が満たされない限り、裁判所は、処分を命じることはできない。

- 3 本記述は妥当でない。

申請型の義務付けの訴えは、法令に基づく申請又は審査請求を却下・棄却する旨の処分・裁決がされた場合において、当該処分・裁決が取り消されるべきものであり、又は無効・不存在である場合に提起することができる（行政事件訴訟法 37 条の 3 第 1 項 2 号）。既に取り消されたことは要求されていない。

- 4 本記述は妥当でない。

義務付けの訴えは、申請型については不作為の違法確認の訴え又は、取消訴訟・無効等確認の訴えと併合提起しなければならない（行政事件訴訟法 37 条の 3 第 3 項）。この場合、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならないが（同条 4 項）、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、不作為の違法確認の訴え又は取消訴訟・無効等確認の訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる（同条 6 項前段）。

- 5 本記述は妥当である。

義務付けの訴えの提起があった場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（仮の義務付け）ができる（行政事件訴訟法 37 条の 5 第 1 項）。また、差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（仮の差止め）ができる（同条 2 項）。

よって、正解は 5 となる。

問題 20

国家賠償法 1 条 1 項

1 本記述は妥当でない。

判例は、「巡査がもつぱら自己の利をはかる目的で警察官の職務執行をよそおい、被害者に対し不審尋問の上、犯罪の証拠物名義でその所持品を預り、しかも連行の途中、これを不法に領得するため所持の拳銃で、同人を射殺して、その目的をとげた、判示のごとき職権濫用の所為をもつて、同条にいわゆる職務執行について違法に他人に損害を加えたときに該当する…同条は公務員が主観的に権限行使の意思をもつてする場合にかぎらず自己の利をはかる意図をもつてする場合でも、客観的に職務執行の外形をそなえる行為をしてこれによつて、他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体に損害賠償の責を負わしめ」るものである、としている（最判昭 31.11.30）。

2 本記述は妥当でない。

判例は、「未決勾留は、刑訴法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を刑事施設内に限定するものであって、このような未決勾留による拘禁関係は、勾留の裁判に基づき被勾留者の意思にかかわらず形成され、法令等の規定に従って規律されるものである。そうすると、未決勾留による拘禁関係は、当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上の安全配慮義務を負うべき特別な社会的接触の関係とはいえない。したがって、国は、拘置所に収容された被勾留者に対して、その不履行が損害賠償責任を生じさせることとなる信義則上の安全配慮義務を負わない」としている（最判平 28.4.21）。

3 本記述は妥当でない。

判例は、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはない。」としており、その理由として「逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりは適法であり…起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りる」と述べていることから（最判昭 53.10.20）、本記述は妥当ではない。

4 本記述は妥当である。

判例は、「逮捕状は発付されたが、被疑者が逃亡中のため、逮捕状の執行ができず、逮捕状の更新が繰り返されているにすぎない時点で、被疑者の近親者が、被疑者のアリバイの存在を理由に、逮捕状の請求、発付における捜査機関又は令状発付裁判官の被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があったとする判断の違法性を主張して、国家賠償を請求することは許されないものと解するのが相当である。ただし、右の時点において前記の各判断の違法性の有無の審理を裁判所に求めることがで

きるものとすれば、その目的及び性質に照らし密行性が要求される捜査の遂行に重大な支障を来す結果となるのであつて、これは現行法制度の予定するところではないといわなければならないからである。」としている（最判平5.1.25）。

5 本記述は妥当でない。

判例は、「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによつて当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする」としている（最判昭57.3.12）。

よって、正解は4となる。

問題 21

国家賠償法 2 条

1 本記述は正しい。

判例は、河岸に接して堆積土があり、その上で遊んでいた 6 歳の児童が水中に転落して死亡した場合において、河川への転落事故を防止するためパラペット（屋上・ベランダ・橋梁・埠頭などの端部に設けられた低い壁）及び防護柵が設置されていたのに、児童が防護柵を乗り越え他人所有の畑に侵入し、更にパラペットを越えて堆積土に降りたものであり、この行動が河川管理者において通常予測できなかったなどの事実関係のもとでは、河岸の管理に瑕疵がなかったとしている（最判昭 55.7.17）。

2 本記述は誤っている。

判例は、「本件事故は」転落した児童「の無軌道な行動に起因するものと認められ、ことに本件外濠及びこれに接する石垣が大阪城公園の一部であるとともに、いわゆる特別史跡に指定されている大阪城跡内にあること等諸般の事情に照らすと、その構造及び場所的環境から通常予測される入園者の石垣からの不用意な転落事故の危険を防止するための設備としては、本件の柵ないしウバメガシの生垣をもつて足りるというべきであるから、本件事故が本件外濠の設置、管理又は保存の瑕疵によるものではないとした原審の判断は、正当として是認することができ」る、としている（最判昭 58.10.18）。

3 本記述は正しい。

判例は、「河川の管理についての瑕疵の有無は、道路その他の人工公物の管理の場合とは異なり、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理における財政的、技術的及び社会的諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である」としたうえで、本肢と同様の判示（河川管理の瑕疵を否定）をしている（最判昭 60.3.28）。

4 本記述は正しい。

判例は、「点字ブロック等のように、新たに開発された視力障害者用の安全設備を駅のホームに設置しなかつたことをもつて当該駅のホームが通常有すべき安全性を欠くか否かを判断するに当たっては、その安全設備が、視力障害者の事故防止に有効なものとして、その素材、形状及び敷設方法等において相当程度標準化されて全国的ないし当該地域における道路及び駅のホーム等に普及しているかどうか、当該駅のホームにおける構造又は視力障害者の利用度との関係から予測される視力障害者の事故の発生の危険性の程度、右事故を未然に防止するため右安全設備を設置する必要性の程度及び右安全設備の設置の困難性の有無等の諸般の事情を総合考慮することを要するも

のと解するのが相当である。」としている（最判昭 61.3.25）。

5 本記述は正しい。

判例は、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努める義務を負うところ（道路法 42 条）、前記事実関係に照らすと、同国道の本件事故現場付近は、幅員 7.5 メートルの道路中央線付近に故障した大型貨物自動車が 87 時間にわたって放置され、道路の安全性を著しく欠如する状態であつたにもかかわらず、当時その管理事務を担当する土木出張所は、道路を常時巡視して応急の事態に対処しうる看視体制をとつていなかったために、本件事故が発生するまで右故障車が道路上に長時間放置されていることすら知らず、まして故障車のあることを知らせるためバリケードを設けるとか、道路の片側部分を一時通行止めにするなど、道路の安全性を保持するために必要とされる措置を全く講じていなかったことは明らかであるから、このような状況のもとにおいては、本件事故発生当時、同出張所の道路管理に瑕疵があつたというのほかなく、してみると、本件道路の管理費用を負担すべき上告人は、国家賠償法 2 条及び 3 条の規定に基づき、本件事故によつて被上告人らの被つた損害を賠償する責に任ずべきであ」としている（最判昭 50.7.25）。

よって、正解は 2 となる。

問題 22

普通地方公共団体の議会

- 1 本記述は妥当でない。
都道府県・市町村いずれについても、議会の議員の定数は、条例で定めるとされており、特に下限や上限は定められていない（地方自治法 90 条 1 項、91 条 1 項）。
- 2 本記述は妥当でない。
普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない（地方自治法 92 条 1 項）。
- 3 本記述は妥当である。
普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする（地方自治法 93 条 1 項）。
- 4 本記述は妥当でない。
町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる（地方自治法 94 条）。一方、都道府県と市は議会を置かなければならない（同法 89 条 1 項）。
- 5 本記述は妥当でない。
都道府県の議会には事務局を置く必要がある（地方自治法 138 条 1 項）。一方、市町村の議会には条例の定めるところにより、事務局を置くことができる（同条 2 項）。

よって、正解は 3 となる。

問題 23

普通地方公共団体の長と議会

- 1 本記述は妥当でない。

普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない（地方自治法 211 条 1 項）。予算の調製・執行は長の権限に属する（同法 149 条 2 号）。議会は、長が調製した予算について議決する権限を有する（同法 96 条 1 項 2 号）。

- 2 本記述は妥当である。

普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあっては 30 日、市町村長にあっては 20 日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない（地方自治法 145 条）。

- 3 本記述は妥当でない。

普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する（地方自治法 152 条 1 項前段）。

- 4 本記述は妥当でない。

普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から 10 日以内に議会を解散することができる（地方自治法 178 条 1 項）。議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、通知を受けた日から 10 日以内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があったときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があった日においてその職を失う（同条 2 項）。このように、不信任に対して解散で対抗した場合において、長が失職するのは、議会の選挙後に再度の不信任決議がされた場合に限られる。

- 5 本記述は妥当でない。

不信任の議決については、議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、最初の不信任決議においてはその 4 分の 3 以上の者の、解散後の再度の不信任決議においてはその過半数の者の同意がなければならない（地方自治法 178 条 3 項）。

よって、正解は 2 となる。

問題 24

公有財産

1 本記述は妥当でない。

「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち①～⑧に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう（地方自治法 238 条 1 項）。

- ① 不動産
- ② 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- ③ ①②に掲げる不動産及び動産の従物
- ④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- ⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- ⑥ 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ⑦ 出資による権利
- ⑧ 財産の信託の受益権

このように、動産については②③に当たるもののみが公有財産に当たる。

2 本記述は妥当である。

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する（地方自治法 238 条 3 項）。そして、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（同条 4 項）。

3 本記述は妥当である。

公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない（地方自治法 238 条の 3 第 1 項）。この規定に違反する行為は、これを無効とする（同条 2 項）。

4 本記述は妥当である。

行政財産は、一定の例外を除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない（地方自治法 238 条の 4 第 1 項）。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる（同法 238 条の 5 第 1 項）。

5 本記述は妥当である。

普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる（地方自治法 238 条の 5 第 4 項）。

よって、正解は 1 となる。

問題 25

行政指導

- 1 本記述は妥当でない。

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない（行政手続法 34 条）。

- 2 本記述は妥当でない。

判例は、「建築確認申請に係る建築物の建築計画をめぐり建築主と付近住民との間に紛争が生じ、関係地方公共団体により建築主に対し、付近住民と話し合いを行って円満に紛争を解決するようにとの内容の行政指導が行われ、建築主において任意に右行政指導に応じて付近住民と協議をしている場合において…建築主に対し、当該建築物の建築計画につき一定の譲歩・協力を求める行政指導を行い、建築主が任意にこれに応じているものと認められる場合においては、社会通念上合理的と認められる期間建築主事が申請に係る建築計画に対する確認処分を留保し、行政指導の結果に期待することがあったとしても、これをもって直ちに違法な措置であるとまではいえない」としている。なお、「建築主が右のような行政指導に不協力・不服従の意思を表明している場合には、当該建築主が受ける不利益と右行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量して、右行政指導に対する建築主の不協力が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行われているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法である」ともしている（最判昭 60.7.16）。

- 3 本記述は妥当でない。

審査請求の対象は処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為）又は不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと）であるから（行政不服審査法 2 条、3 条）、行政指導は基本的に審査請求の対象にはならない。

- 4 本記述は妥当である。

国家賠償法 1 条 1 項の「公権力の行使」に関する広義説と最広義説からは行政指導もこれに含まれることとなるが、判例も、「公権力の行使」に行政指導を含めている（教育施設負担金返還請求訴訟、最判平 5.2.18）。

- 5 本記述は妥当でない。

行政指導には原則として処分性は認められない。ただし、判例は、病院開設中止勧告の保険医療機関の指定に及ぼす効果及び病院経営における保険医療機関の指定の持つ意義を勘案し、行政指導である勧告の処分性を認めているので（病院開設中止勧告事件、最判平 17.7.15）、行政指導の中には取消訴訟の対象となり得るものも存在する。

よって、正解は 4 となる。

問題 26

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）

1 本記述は妥当である。

開示請求は、①②を記載した書面（開示請求書）を行政機関の長に提出してしなければならない（情報公開法 4 条 1 項）。

① 開示請求をする者の氏名・名称及び住所・居所と、法人その他の団体にあっては代表者の氏名

② 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 本記述は妥当でない。

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に情報公開法の定める不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない（情報公開法 5 条 柱書）。そして、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（行政機関等匿名加工情報などを除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる（同法 7 条）。

3 本記述は妥当でない。

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない（情報公開法 6 条 1 項 本文）。

4 本記述は妥当でない。

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（行政手続法 8 条 1 項 本文）。開示請求に係る行政文書が存在しない場合、そのことを理由として示すことになるため、開示を拒否する場合には通常は開示請求に係る行政文書の存否が明らかになる。しかし、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる（情報公開法 8 条）。

5 本記述は妥当でない。

行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる（情報公開法 14 条 1 項）。つまり、閲覧の場合には原本を開示するのが原則である。

よって、正解は 1 となる。

問題 27

制限行為能力者

- 1 本記述は正しい。

制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす（民法 20 条 1 項）。

- 2 本記述は正しい。

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる（民法 7 条）。ゆえに、成年被後見人は、後見開始の審判を受ける時点で「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である。

- 3 本記述は正しい。

家庭裁判所は、保佐人などの請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（民法 876 条の 4 第 1 項）。また、家庭裁判所は、補助人などの請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（同法 876 条の 9 第 1 項）。つまり、保佐人や補助人は当然に代理権を有するわけではなく、本人から授権されるか、審判により授権された場合に初めて代理権を有する。

- 4 本記述は正しい。

成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない（民法 859 条の 3）。

- 5 本記述は誤っている。

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない（民法 5 条 1 項）。この規定に反する法律行為は、取り消すことができる（同条 2 項）。ただし、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする（同条 3 項）。このように、目的を定めずに処分を許した財産（例：特に用途を定めずに与える毎月のお小遣い）も処分することができる。

よって、正解は 5 となる。

問題 28

無権代理

- 1 本記述は妥当である。

同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない（民法 108 条 1 項）。そして、登記申請について、同一人が登記権利者と登記義務者の双方を代理する行為は、この「債務の履行」に含まれる（最判昭 43.3.8）。

- 2 本記述は妥当である。

代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる（民法 99 条 1 項）。そして、代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものと同みなされるが、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、本人に対して直接にその効力を生ずる（同法 100 条）。つまり、顕名を欠く行為は、原則として代理人自身に効果帰属し、例外的に、相手方が代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、本人に効果帰属するのであって、無権代理になるものではない。

- 3 本記述は妥当である。

権限の定めのない代理人は、保存行為か、利用・改良行為（代理の目的である物・権利の性質を変えない範囲内において、その利用・改良を目的とする行為）のみをする代理権を有する（民法 103 条各号）。そして、不在者の管理人は、民法 103 条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる（同法 28 条前段）。そして、判例によれば、震災による滅失を見越して建物を売却することは、例えそれが家屋の滅失による損害を回避して経済的価値を保存する目的で行われたものであったとしても、保存行為には当たらないとしている（最判昭 28.12.28）。よって、このような行為は無権代理行為となる。

- 4 本記述は妥当でない。

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす（民法 107 条）。つまり、代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合であっても、原則として有権代理行為であるが、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、無権代理行為とみなされる。

- 5 本記述は妥当である。

代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときは、本人がその責任を負う（民法 109 条、110 条）。言い換

えると、権限を逸脱した行為は原則として無権代理行為であるが、本条が適用されれば表見代理が成立し、相手方は保護される。そして、登記申請を行うための代理権は、登記申請行為が私法上の契約による義務の履行のために行われるときは、基本代理権に含まれ（最判昭 46. 6. 3）、相手方に、代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときは、表見代理が成立する。

よって、正解は 4 となる。

問題 29

不動産物権変動と第三者

1 本記述は妥当でない。

民法545条1項ただし書によって保護される解除前の第三者は、善意・悪意を問わないと解されている。一方、制限行為能力を理由とする取消しの場合、善意・悪意にかかわらず取消前の第三者は保護されない。このように、制限行為能力を理由とする契約の取消しと債務不履行解除における取消し又は解除前の第三者は、保護される余地があるかどうかという点で異なる。

2 本記述は妥当でない。

詐欺による意思表示を取り消した者と、取消後に利害関係を有するに至った第三者との関係は対抗関係となる。したがって、Aは、取消しの事実について登記を備えなければ、第三者Cに対して所有権の復帰を対抗することができない（大判昭17.9.30）。

3 本記述は妥当でない。

債務不履行解除後の原権利者と第三者の関係は、対抗関係に立つと解されている（最判昭35.11.29）。本肢のCは解除後の第三者に該当し、登記を備えているため、Aは契約解除の効果をCに対抗できず、土地の明渡しを求めることはできない。

4 本記述は妥当でない。

取得時効完成前に旧所有者から不動産を譲り受けた第三者は、時効取得者との関係では、時効の完成によって所有権を失う立場にある当事者そのものであり、対抗関係に立つ第三者には当たらない。したがって、時効取得者Aは、登記なくしてCに対して時効による所有権取得を対抗することができる（最判昭41.11.22）。

5 本記述は妥当である。

取得時効の完成後、その登記がされる前に、旧所有者から不動産を譲り受けて所有権移転登記を経由した第三者と、時効取得者との関係は、二重譲渡に類似する対抗関係に立つというのが判例の立場である。したがって、時効取得者Aは、登記がなければ、その所有権の取得を第三者Cに対抗することができない（最判昭33.8.28）。

よって、正解は5となる。

問題 30

即時取得

- 1 本記述は正しい。

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する（民法 192 条）。このように、即時取得の対象は動産に限られる。

- 2 本記述は正しい。

民法 192 条にいう「取引行為」とは、動産について行使する権利を取得する原因となる行為を意味する。すなわち、売買以外にも、贈与、譲渡担保、質権設定、弁済又は代物弁済としての給付もこれに当たると解されている。

- 3 本記述は正しい。

まず、占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定される（民法 186 条 1 項）。よって、即時取得の成立を否定する者において、取引行為の相手方が悪意であることの立証責任を負う。さらに、「占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定される（民法 188 条）ことの結果、取引行為の相手方の無過失も推定され、即時取得の成立を否定する者が、過失があったことを証明する責任を負う。

- 4 本記述は誤っている。

民法 192 条の「占有を始めた」の原因となる引渡しは、現実の引渡しのほか指図による占有移転も含むが（最判昭 57.9.7）、占有改定は含まない（最判昭 35.2.11）。

- 5 本記述は正しい。

即時取得する場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から 2 年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる（民法 193 条）。

よって、正解は 4 となる。

問題 31

詐害行為取消権

1 本記述は正しい。

詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする（民法426条）。そして、詐害行為取消権は裁判所に請求して行使しなければならないので（同法424条1項本文）、BがAを害することを知って本件法律行為を行ったことを知った時から1年後にCに対して本件法律行為を詐害行為として取り消す旨の通知を行っていたとしても、このことに意味はなく、3年後にCを被告として詐害行為取消訴訟を提起した場合、既に出訴期間制限は経過しており、Aの請求が認められる余地はない。

2 本記述は正しい。

債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、①～③のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる（民法424条の2）。

- ① その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（隠匿等の処分）をするおそれを現に生じさせるものであること。
- ② 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
- ③ 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

本記述のBは②を欠くため、Aは詐害行為取消権を行使できない。

3 本記述は誤っている。

債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、①又は②のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる（民法424条の3第1項）。

- ① その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。）の時に行われたものであること。
- ② その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

このように、弁済期が到来した債務の弁済は、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものである場合に限り、詐害行為取消の対象となる。なお、受益者が悪意であったことは、民法424条1項ただし書で要件とされている（ただし、受益者において善意であることの立証責任を負う）。

4 本記述は正しい。

受益者に対する詐欺行為取消請求に係る訴えの被告とすべき者は、受益者である（民法 424 条の 7 第 1 項 1 号）。債務者は被告にはならない。

5 本記述は正しい。

債権者は、受益者に対する詐欺行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる（民法 424 条の 6 第 1 項前段）。

よって、正解は 3 となる。

問題 32

債権譲渡

- 1 本記述は妥当でない。

債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する（同法466条の6第2項）。「発生した債権を当然に」なので、通知など何らかの行為を要することなく、発生と同時に取得する。

- 2 本記述は妥当でない。

当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（譲渡制限の意思表示）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない（民法466条2項）。ただし、譲渡制限の意思表示がされていた場合には、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる（同条3項）。つまり、譲渡制限の意思表示によって債権譲渡が無効となることはない。

- 3 本記述は妥当でない。

債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。）の供託所に供託することができる（民法466条の2第1項）。このように、譲渡制限付債権が譲渡された場合における供託は、金銭債権である場合に限られる。

- 4 本記述は妥当である。

「譲渡制限の意思表示がされていた場合には、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる」という規定（民法466条3項）は、譲渡制限付債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない（同法466条の4第1項）。しかし、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった場合において、その債権者が譲渡制限付債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる（同条2項）。

- 5 本記述は妥当でない。

債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない（民法467条1項）。この通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなけれ

ば、債務者以外の第三者に対抗することができない（同条2項）。そして、①債権が譲渡されて確定日付のない通知が行われた後、②二重譲渡されて確定日付のある通知が行われた場合、①の譲受人は②の譲受人に対して債権譲渡を対抗できず、その結果、債務者に対する関係でも債権譲渡を対抗することができない（大連判大8.3.28）。

よって、正解は4となる。

問題 33

弁済

ア 本記述は妥当である。

債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない（民法 705 条）。しかし、本条が適用されるためには債務者が任意に弁済したことが必要であって、強制執行を避けるためその他やむを得ず給付をした場合には、本条は適用されない（大判大 6.12.11）。

イ 本記述は妥当である。

差押えを受けた債権の第三債務者は、本来差押債権者に弁済しなければならない。これに反して第三者債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる（民法 481 条 1 項）。

ウ 本記述は妥当である。

弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる（民法 486 条 1 項）。また、債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる（同法 487 条）。受取証書は同時履行、債権証書の返還は後履行である。

エ 本記述は妥当でない。

弁済に正当な利益を有する者でない第三者は、原則として、債務者の意思に反して弁済をすることができない（民法 474 条 2 項本文）。また、弁済に正当な利益を有する者でない第三者は、原則として、債権者の意思に反して弁済をすることができない（同条 3 項本文）。

オ 本記述は妥当でない。

弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない（民法 474 条 2 項）。債務者の意思に反することを弁済者が知らなかっただけでは、弁済に正当な利益を有する者でない第三者による弁済は有効にはならない。

よって、妥当でないものはエ・オであり、正解は 5 となる。

問題 34
不法行為

1 本記述は妥当でない。

他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない（民法 711 条）。つまり、原則として、この要件を満たさなければ、他人が不法行為の被害を受けても慰謝料を請求することはできない。しかし、不法行為により身体に傷害を受けた者の母は、そのために被害者が死亡したときにも比肩し得べき精神上の苦痛を受けたと認められるときには、民法 709 条、710 条に基づいて、自己の権利として慰謝料を請求することができる（最判昭 33.8.5）。

2 本記述は妥当でない。

未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない（民法 712 条）。

3 本記述は妥当である。

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない（民法 715 条 1 項）。「使用者」「被用者」という言葉から雇用関係が連想されるものの、契約上、元請負人が下請負人に対して指揮監督する権利を保有する場合には、元請負人は、下請負人が請負工事の施工についてした不法行為について、使用者責任を負う（大判昭 11.2.12）。

4 本記述は妥当でない。

注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない（民法 716 条）。本記述は、原則と例外が逆である。

5 本記述は妥当でない。

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない（民法 717 条）。第一次的に責任を負うのは所有者ではなく占有者である。

よって、正解は 3 となる。

問題 35

親子関係

ア 本記述は妥当である。

特別養子縁組は、子の福祉のため、養子と実方の血族との法律上の親族関係を終了させ、養子を養親の嫡出子としての身分を取得させる制度である（民法 817 条の 2）。したがって、縁組の成立によって、養子と実方の父母及びその血族との間の親族関係は終了するのが原則である（同法 817 条の 9）。

イ 本記述は妥当でない。

普通養子縁組では、養子と実方の父母及び血族との親族関係は終了しない。したがって、養子は養親の相続人となると同時に、実方の親の相続人となる地位も維持する。実方の父母の相続権が縁組によって当然に消滅することはない。

ウ 本記述は妥当である。

父による子の認知は、子の出生の時にさかのぼってその効力を生ずるとされている（民法 784 条本文）。これにより、子は出生の時点から法律上の父子関係があったものとして扱われる。

エ 本記述は妥当でない。

特別養子縁組において、25 歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達していない場合においても、その者が 20 歳に達しているときは、この限りでない（民法 817 条の 4）。つまり、夫婦の一方は 25 歳に達していなければならない。なお、特別養子縁組において養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、原則として養親となることができない（同法 817 条の 3 第 1 項、2 項前段）。

オ 本記述は妥当でない。

未成年者を養子とする普通養子縁組が成立した場合、養親が親権者となる（民法 818 条 2 項）。このとき、実方の父母の親権は失われ、養親と共同して親権を行うことはない。

よって、妥当なものはア・ウであり、正解は 2 となる。

問題 36

商人の営業を代理又は媒介する者

- 1 本記述は妥当である。

支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（商法 21 条 1 項）。

- 2 本記述は妥当である。

商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても、同様とする（商法 22 条）。ゆえに、選任時はもちろん、解任により代理権が消滅した場合にも登記が必要である。

- 3 本記述は妥当である。

物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。）を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない（商法 26 条）。

- 4 本記述は妥当でない。

代理商とは、商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その商人の「使用人でないもの」をいう（商法 27 条 かつこ書）。

- 5 本記述は妥当である。

代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、商人のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない（商法 31 条）。

よって、正解は 4 となる。

問題 37

事業の譲渡

ア 本記述は正しい。

事業を譲り受けた会社（以下この章において「譲受会社」という。）が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う（会社法 22 条 1 項）。

イ 本記述は正しい。

譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は、その譲受会社に対して弁済の請求をすることができる（会社法 23 条 1 項）。

ウ 本記述は正しい。

譲渡会社が譲受会社に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って事業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない（会社法 23 条の 2 第 1 項）。

エ 本記述は誤っている。

事業譲渡について株主総会の承認（特別決議。会社法 309 条 2 項 11 号）が必要になるのは、事業の全部の譲渡、事業の重要な一部の譲渡、事業の全部の譲受である（同法 467 条 1 項 1 号、2 号、3 号）。本記述では、A 社では株主総会決議が必要になるものの、B 社では不要である。

オ 本記述は誤っている。

一定の事業譲渡について株主総会の承認が必要である旨の規定（肢エ解説参照）は、事業譲渡等に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上（定款で引上げ可能）を他の会社などが有している場合における当該他の会社）である場合には、適用しない（会社法 468 条 1 項）。つまり、B 社が A 社の特別支配会社である場合、A 社における株主総会の承認は不要となるが、B 社においては必要である。

よって、誤っているものはエ・オであり、正解は 5 となる。

問題 38

取締役及び取締役会

1 本記述は正しい。

公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう（会社法 2 条 5 号）。よって、発行可能株式の一部に譲渡制限株式ではないものが含まれる A 社は、公開会社である。そして、株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができないが、公開会社でない株式会社においては、この限りでない（同法 331 条 2 項）。ゆえに A 社は、定款において、取締役が株主でなければならない旨を定めることができない。

2 本記述は誤っている。

法人は取締役になることができない（会社法 331 条 1 項 1 号）。

3 本記述は誤っている。

取締役会設置会社においては、取締役は、3 人以上でなければならない（会社法 331 条 5 項）。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うのが原則であるところ（同法 369 条 1 項）、3 人以上いなければ、過半数という概念が機能しにくいことによる。

4 本記述は誤っている。

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない（会社法 332 条 1 項）。ただし、公開会社でない株式会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）において、定款によって、任期を選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない（同条 2 項）。つまり、原則は 2 年である。

5 本記述は誤っている。

役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる（会社法 339 条 1 項）。そして、役員解任の株主総会は、①累積投票により選任された取締役、②監査等委員である取締役、③監査役を解任する場合に限り、特別決議が必要となる（同法 309 条 2 項 7 号）。ただ、累積投票は定款で排除可能であるところ（同法 342 条 1 項）、A 社は定款において、累積投票により取締役を選任することを排除しているので、取締役の解任は普通決議によってできる。

よって、正解は 1 となる。

問題 39

新株予約権

- 1 本記述は誤っている。

公開会社が、株主以外の者に対して、特に有利な条件（払込金額が有利な場合など）で新株予約権を発行するには、その必要性などを株主に説明した上で、株主総会の特別決議を経なければならない（会社法 238 条 1 項・3 項、240 条 1 項、309 条 2 項 6 号）。

- 2 本記述は誤っている。

新株予約権の行使に際し、その目的である財産の出資に代えて、金銭以外の財産を給付すること（現物出資）は認められている（会社法 284 条 1 項）。なお、その財産の価額が過大に評価されることを防ぐため、原則として裁判所が選任する検査役の調査が必要となる。

- 3 本記述は誤っている。

会社法上、自己の新株予約権の取得について、取得条項付新株予約権の取得（会社法 273 条以下）及び買取請求の行使に応じてする取得（同法 118 条等）以外に規定は設けられていない。すなわち、合意による取得や組織再編の場合の取得等も可能であり、自己新株予約権の取得は制約されていない。

- 4 本記述は正しい。

新株予約権は、質権の目的とすることができる（会社法 267 条 1 項）。そして、新株予約権に質権を設定した場合、その質権をもって株式会社その他の第三者に対抗するためには、質権者の氏名又は名称及び住所を新株予約権原簿に記載し、又は記録することが必要である（同法 268 条 1 項）。

- 5 本記述は誤っている。

株式会社は、新株予約権の内容として、これを譲渡するには株式会社（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承認を要する旨を定めることができる（会社法 236 条 1 項 6 号）。

よって、正解は 4 となる。

問題 40

株式交付

- 1 本記述は正しい。

株式交付とは、株式会社が他の株式会社がその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（会社法 2 条 32 号の 2）。このように、株式交付で親会社・子会社となる会社はいずれも株式会社に限られる。

- 2 本記述は誤っている。

株式会社は、株式交付をすることができる。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない（会社法 774 条の 2）。株式交付は親会社となろうとする会社が子会社にしようとする会社の株主から株式を買い取る手続であり、子会社にしようとする会社と契約して実施するものではない。

- 3 本記述は正しい。

株式交付の対価は原則としては株式交付親会社の株式であるが、それ以外の金銭等を対価とすることも可能である（会社法 774 条の 3 第 1 項 5 号）。

- 4 本記述は正しい。

株式交付子会社の株式の譲渡の申込みをする者は、一定の期日までに、申込みをする者の氏名・名称と住所や、譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない（会社法 774 条の 4 第 2 項）。そして、譲渡の申込みをしない限り、株式交付子会社の株主がその有する株式を株式交付親会社によって取得されることはない。

- 5 本記述は正しい。

株式交付子会社が新株予約権を発行している場合、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式と併せて新株予約権も譲り受ける旨を株式交付計画で定めることができる（会社法 774 条の 3 第 1 項 7 号～9 号）。

よって、正解は 2 となる。

問題 41

あん摩マッサージ指圧師養成施設認定拒否事件

空欄を埋めた場合、以下のようになる。

本件規定は、その制定の経緯や内容に照らせば、障害のために従事し得る職業が限られるなどして経済的弱者の立場にある視覚障害がある者を保護するという目的のため、あん摩マッサージ指圧師について、その特性等に着眼して、一定以上の障害がある視覚障害者の職域を確保すべく、視覚障害者以外の者等の **ア 8：職業の自由** に係る規制を行うものといえる。上記目的が **イ 6：公共の福祉** に合致することは **ウ 12：明らかなである** ところ、当該目的のためにこのような規制措置を講ずる必要があるかどうかや、具体的にどのような規制措置が適切妥当であるかを判断するに当たっては、対象となる社会経済等の実態についての正確な基礎資料を収集した上、多方面にわたりかつ相互に関連する諸条件について、将来予測を含む専門的、技術的な評価を加え、これに基づき、視覚障害がある者についていかなる方法でどの程度の保護を図るのが相当であるかという、社会福祉、社会経済、国家財政等の国政全般からの総合的な政策判断を行うことを必要とするものである。このような規制措置の必要性及び合理性については、 **エ 3：立法府** の政策的、技術的な判断に委ねるべきものであり、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重すべきものと解される。

(最判令和4年2月7日民集第76巻2号101頁)

よって、 **ア** には「8 職業の自由」、 **イ** には「6 公共の福祉」、 **ウ** には「12 明らかなである」、 **エ** には「3 立法府」が入る。

問題 42

狭義の訴えの利益

空欄を埋めた場合、以下のようになる。

取消訴訟において、取消しを求める行為に **ア 13：処分性** が認められ、かつ、原告に原告適格がある場合でも、その処分の取消しを求める必要性がなければ訴えは **イ 2：却下** される。これを「（狭義の）訴えの利益」という。

例えば、 **ウ 8：特定の日時** に公的な施設の利用を申請したものの不許可とされた場合において、不許可処分の取消訴訟を提起した後にその **ウ 8：特定の日時** が経過した場合、取消訴訟の意味は失われる（最判昭和 28 年 12 月 23 日民集 7 卷 13 号 1561 頁）。

ただし、訴えの利益は、処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においても、なお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるのであれば、否定されない。

最高裁判決は、免職処分を受けた公務員が公職に立候補した場合、免職処分が取り消されたとしてももはや公務員たる地位は回復できないものの、免職処分が取り消されると、免職処分の日から立候補届出の日までの **エ 17：給料請求権** が回復されることを理由に、訴えの利益が認められるとした（最大判昭和 40 年 4 月 28 日民集 19 卷 3 号 721 頁）。

よって、 **ア** には「13 処分性」、 **イ** には「2 却下」、 **ウ** には「8 特定の日時」、 **エ** には「17 給料請求権」が入る。

問題 43

在外日本人国民審査権行使制限違憲判決

空欄を埋めた場合、以下のようになる。

投票用紙の調製や投票の方式に関する取扱い等を前提とすると、国民審査法の改正の前後を問わず、在外審査制度を創設することについては、在外国民による国民審査のための期間を十分に確保し難いといった運用上の **ア 3：技術的な困難** があることを否定することができない。

しかしながら、審査権と同様の性質を有する **イ 7：選挙権** については、在外選挙制度の下で、現に複数回にわたり国政選挙が実施されていることも踏まえると、上記のような **ア 3：技術的な困難** のほかに在外審査制度を創設すること自体について特段の **ウ 20：制度的な制約** があるとはいえない。

具体的な方法等のいかんを問わず、国民審査の公正を確保しつつ、在外国民の審査権の行使を可能にするための **エ 11：立法措置** をとることが、事実上不可能ないし著しく困難であるとは解されない。そうすると、在外審査制度の創設に当たり検討すべき課題があったとしても、在外国民の審査権の行使を可能にするための **エ 11：立法措置** が何らとられていないことについて、やむを得ない事由があるとは到底いうことができない。

(最大判令和4年5月25日民集第76巻4号711頁<文章を一部修正した>)

よって、**ア** には「3 技術的な困難」、**イ** には「7 選挙権」、**ウ** には「20 制度的な制約」、**エ** には「11 立法措置」が入る。

記述式 （下線は解答として記載したいキーワードです）

問題 44
取消訴訟

【解答例】

10

15

<u>故</u>	<u>意</u>	<u>又</u>	<u>は</u>	<u>重</u>	<u>大</u>	<u>な</u>	<u>過</u>	<u>失</u>	<u>に</u>	<u>よ</u>	<u>ら</u>	<u>な</u>	<u>い</u>	<u>で</u>
被	告	と	す	べ	き	者	を	誤	っ	た	と	き	は	、
裁	判	所	は	、	<u>原</u>	<u>告</u>	<u>の</u>	<u>申</u>	<u>立</u>	<u>て</u>	<u>に</u>	<u>よ</u>	<u>り</u>	

(44 字)

問題 45
無権代理

【解答例】

Cは、Aに対して、

10

15

相	当	の	期	間	を	定	め	て	、	そ	の	期	間	内
に	追	認	を	す	る	か	ど	う	か	を	確	答	す	べ
き	旨	の	催	告	を	す	る	こ	と	が	で	き	る	。

(45 字)

(参考条文)

(無権代理)

第 113 条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をし
なければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することがで
きない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

(無権代理の相手方の催告権)

第 114 条 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期
間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合に
おいて、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

問題 46

事務管理者の管理継続義務

【解答例】①

10

15

<u>B</u>	<u>が</u>	甲	建	物	を	<u>管</u>	<u>理</u>	<u>す</u>	<u>る</u>	<u>こ</u>	<u>と</u>	<u>が</u>	<u>で</u>	<u>き</u>
<u>る</u>	<u>ま</u>	<u>で</u>	必	要	で	あ	り	、	<u>継</u>	<u>続</u>	<u>が</u>	<u>B</u>	<u>の</u>	<u>意</u>
<u>思</u>	<u>に</u>	<u>反</u>	<u>す</u>	<u>る</u>	<u>場</u>	<u>合</u>	は	不	要	と	な	る	。	

(44 字)

【解答例】②

10

15

<u>B</u>	<u>が</u>	甲	建	物	を	<u>管</u>	<u>理</u>	<u>す</u>	<u>る</u>	<u>こ</u>	<u>と</u>	<u>が</u>	<u>で</u>	<u>き</u>
<u>る</u>	<u>ま</u>	<u>で</u>	必	要	で	、	事	務	管	理	の	<u>継</u>	<u>続</u>	<u>が</u>
<u>B</u>	<u>に</u>	<u>不</u>	<u>利</u>	<u>に</u>	<u>な</u>	<u>る</u>	<u>場</u>	<u>合</u>	は	不	要	。		

(43 字)

(参考条文)

(管理者による事務管理の継続)

第 700 条 管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときは、この限りでない。

基礎知識【解答・解説】

問題 47

日本の少子高齢化社会

- 1 本記述は妥当である。
なお、日本人の 2023 年における平均寿命は、女性が 87.14 歳、男性が 81.09 歳であり、前年比で女性が 0.05 歳、男性が 0.04 歳延びている。
- 2 本記述は妥当である。
出生数は、100 万人割れした 2016 年から、わずか 6 年で 80 万人割れをし、2024 年には 70 万人を下回る見通しである。
- 3 本記述は妥当である。
なお、加速化プランの主な内容には「児童手当の拡充」「妊娠・出産時の支援」「大学等の高等教育の支援」「こども誰でも通園制度の創設」「育児休業の取得促進」がある。
- 4 本記述は妥当である。
「子ども・子育て支援金制度」は、社会全体で子育て世帯を支えるという理念を反映し、全世代型社会保障の考え方にも整合するが、国民への丁寧な説明が求められている。
- 5 本記述は妥当ではない。
2040 年には、団塊ジュニア世代が全員 65 歳以上になり、高齢者人口がピークを迎える（2040 年問題）。なお、団塊ジュニア世代とは、1971 年から 1974 年に生まれた世代であり、第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。2025 年については、団塊世代が全員 75 歳以上の後期高齢者になり、現役世代の負担が一層増加すると言われている（2025 年問題）。

よって、正解は 5 となる。

問題 48

日本における共生社会

ア 本記述は妥当ではない。

「育成就労制度」は、国内の人手不足に対応するため外国人労働者の受け入れを定めた新制度であり、人材確保と人材育成を目的としている。本肢の人材育成による国際貢献は、従来の「外国人技能実習制度」の制度目的である。

イ 本記述は妥当ではない。

「パートナーシップ制度」は、生命保険の保険金受取りや、病院への付き添いがしやすくなるなどのメリットがあるが、法的拘束力はない。

ウ 本記述は妥当である。

障害者差別解消法に定められている合理的配慮の具体例としては、「車いす利用者のために段差スロープを設置する」「聴覚障害者と筆談で意思疎通を図る」などが挙げられる。

エ 本記述は妥当である。

2024 年 6 月、大企業などが加盟する経団連は、政府に対し選択的夫婦別姓制度の早期導入を提言した。

オ 本記述は妥当ではない。

2019 年に施行されたアイヌ施策推進法では、アイヌ民族を「先住民族」として明記したが、土地や資源に対する権利や政治的な自決権を意味する「先住権」は保障されていない。

以上より、妥当なものはウ・エであり、正解は 4 となる。

問題 49

日本における子どもの教育制度・施策

- 1 本記述は妥当ではない。

「インクルーシブ教育」とは、英語で「包括的な」ということを意味しており、障害の有無で学ぶ場を分けるのではなく、全ての子どもが同じ教室で学び、必要に応じた支援や配慮が受けられる教育のことをいう。

- 2 本記述は妥当ではない。

2023 年度に不登校とされた小中学生は、34 万 6,482 人と 11 年連続で増加した。新型コロナウイルスの影響に加えて、保護者の間で休養や自分を見つめなおす機会として、無理に学校へ行かなくてもよいとの考え方が広がっていることも要因とされている。

- 3 本記述は妥当である。

「日本版 DBS」は、英国の制度を参考に、学校や保育所などの設置者に、子どもと接する教員や保育士らの性犯罪歴の確認を義務付ける。学習塾やスポーツクラブ等の事業者についても、国に申請して認定を受ければ対象となる。

- 4 本記述は妥当ではない。

2023 年に発足したこども家庭庁は、それまで厚生労働省や文部科学省、内閣府などで分かれていた子ども支援を一元化し、縦割り行政の打破を図ることを目的としているが、幼保一元化までは至っていない。

- 5 本記述は妥当ではない。

2023 年度に小中学校、高校、特別支援学校に認知されたいじめの件数は、73 万 2,568 件と過去最高を記録した。これは、いじめ防止対策推進法の制定によって、教員による積極的な認知が進んだ結果とみられている。

よって、正解は 3 となる。

問題 50

日本の働き方改革

ア 本記述は妥当である。

この規制拡大によって、物流業界では、運転手 1 人当たりの労働時間が短くなる分、企業が新たなドライバー確保によるコスト増や業務量の増加などを強いられる 2024 年問題が懸念された。

イ 本記述は妥当である。

女性管理職の割合について、政府目標は、2020 年代の可能な限り早期に 30%程度を目指すとしているが、依然、現状との開きがある。

ウ 本記述は妥当ではない。

女性の正規雇用率について、20 代後半まで上昇するが、その後は下がり続けることは、「L」を寝かせたような形に推移することから「L 字カーブ」と呼ばれている。「M 字カーブ」とは、女性の就業率について、20 代前半に上昇した後、いったん下がり、40 代にかけて再び上昇することをいう。

エ 本記述は妥当ではない。

2023 年度に育児休業を取得した男性は 30.1%に上り、過去最高を更新したものの、女性の育休取得率 84.1%と比べると依然として低水準となっている。

オ 本記述は妥当ではない。

勤務間インターバル制度とは、前日の仕事の終了時間（終業時刻）と翌日の仕事の開始時間（始業時刻）の間に、一定時間の休息時間を確保する制度であり、2019 年 4 月に施行された働き方改革関連法により努力義務として盛り込まれている。当該制度について、欧州連合（EU）では、最低でも 11 時間の休息時間を確保するよう加盟国に義務付けられているが、日本では導入が進まず、2023 年度は全体の 6%にとどまっている。

以上より、妥当なものはア・イであり、正解は 1 となる。

問題 51

日本の産業構造

- 1 本記述は妥当ではない。
2024 年の春闘では、ベースアップなどの大幅な賃上げが実現されたものの、実質賃金については、2022 年 4 月以降、前年同月を下回る傾向が続いており、物価の上昇幅に賃金の伸びが追いついていない状況である。
- 2 本記述は妥当ではない。
日本を訪れる外国人旅行者については、2024 年には約 3,686 万人を記録し、過去最高を記録した。なお、訪日客の国内消費額も 8.1 兆円と過去最高を記録しており、円安で訪日客にとって日本での買い物が割安になったことが要因とされている。
- 3 本記述は妥当である。
なお、世界では、ガソリン車から電気自動車（EV）への移行が急速に進んでいるが、日本では 2024 年に国内で販売された乗用車のうち、EV の割合は 2 %未満であり、約 31%を占めるガソリン車とは大きな開きがある。
- 4 本記述は妥当ではない。
食料自給率については、2030 年度までに 45%とする目標を掲げているが、近年は 40%を下回っており、先進国の中でも最低水準にある。
- 5 本記述は妥当ではない。
自動運転レベルは、車両がどの程度まで自律的に運転できるのかを示す指標であり、0 から 5 までの 6 段階に分類されている。現在の日本では、レベル 4 対応車の公道走行が可能となっている。レベル 5 は完全な自動運転を意味し、レベル 4 はあらかじめ設定した場所や環境でシステムが全て操作し運転することを意味している。

よって、正解は 3 となる。

問題 52

行政書士法

- 1 本記述は妥当である。

行政書士は、その事務に関して補助者を置くことができ（行政書士法施行規則 5 条 1 項）、補助者を置いたとき又は補助者に異動があったときは、遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならない（同条 2 項）。なお、補助者を置かなくなったときも同様である。

- 2 本記述は妥当ではない。

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しない（行政書士法 2 条の 2 第 3 号）。「5 年」ではない。なお、令和 7 年 6 月 1 日より、懲役刑と禁錮刑は「拘禁刑」という刑罰に一本化されるが、行政書士試験は試験が行われる年の 4 月 1 日時点で施行されている法令が基準となるため、本試験でも懲役・禁錮という表記が残る見通しである。

- 3 本記述は妥当ではない。

行政書士となる資格を有する者は、行政書士試験の合格者や弁護士、弁理士、公認会計士、税理士となる資格を有する者、国家公務員又は地方公務員として行政事務に 17 年以上（中卒の場合は 20 年以上）従事した者であり、社会保険労務士となる資格を有する者は含まれていない（行政書士法 2 条各号）。

- 4 本記述は妥当ではない。

行政書士法では、行政書士の登録について有効期間の定めがない。よって、更新手続も不要である。

- 5 本記述は妥当ではない。

行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない（行政書士法 9 条 1 項）、この帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から 2 年間保存しなければならない（同条 2 項）。保存期間は 3 年間ではない。

よって、正解は 1 となる。

問題 53

戸籍法

ア 本記述は妥当ではない。

帰化の届出は、帰化した者が、告示の日から 1 か月以内に、これをしなければならない（戸籍法 102 条の 2）。

イ 本記述は妥当ではない。

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を請求することができる（戸籍法 10 条 1 項）。「何人も」ではない。

ウ 本記述は妥当である。

戸籍に関する届出は、書面又は口頭でこれを行うことができる（戸籍法 27 条）。なお、「住民基本台帳法」で定められる届出は、書面で行わなければならない点を区別しておくこと（同法 27 条 1 項）。

エ 本記述は妥当ではない。

死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知った日から 7 日以内にしなければならない（戸籍法 86 条 1 項）。「14 日以内」ではない。なお、国外での死亡は、死亡の事実を知った日から 3 か月以内に届出をしなければならない（同条項）。

オ 本記述は妥当である。

本記述のとおりである（戸籍法 113 条）。なお、「市町村長」が、戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、原則として、遅滞なく、届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない（同法 24 条 1 項）。取扱いが異なるので、戸籍法 24 条は確認しておこう。

以上より、妥当なものはウ・オであり、正解は 5 となる。

問題 54

住民基本台帳法

- 1 本記述は妥当ではない。

住民基本台帳法は、市町村の区域内に住所を有する中長期在留者や特別永住者等の外国人住民に対しても適用される（同法 39 条参照）。平成 24 年 7 月 9 日に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、外国人住民に対しても住民票が作成されることとなった。

- 2 本記述は妥当である。

住民基本台帳法の届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない（同法 27 条）。なお、問題 53 で述べたとおり、戸籍に関する届出は、書面又は口頭ですることができる点と区別しておくこと（戸籍法 27 条）。

- 3 本記述は妥当ではない。

転入をした者は、転入をした日から 14 日以内に、市町村長に届け出なければならない（住民基本台帳法 22 条 1 項）。「30 日以内」ではない。

- 4 本記述は妥当ではない。

都道府県知事又は機構による本人確認情報の開示は、開示請求を受理した日から起算して 30 日以内にしなければならない（住民基本台帳法 30 条の 33 第 1 項）。「書面が事務所に到達した日から」ではない。

- 5 本記述は妥当ではない。

世帯主や世帯の構成の変更がある場合には、その変更があった日から 14 日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない（住民基本台帳法 25 条）。「あらかじめ」ではない。

よって、正解は 2 となる。

問題 55

情報通信技術

空欄を埋めた場合、以下のようになる。

ロシアによるウクライナへの侵攻、重要インフラに対する国境を越えたサーバー攻撃や偽情報の拡散等、我が国を取り巻く国際情勢は複雑化している。このような中、2022 年 5 月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律においては、特定社会基盤役務の提供の確保に関する制度の対象となり得る事業分野として「電気通信事業」「放送事業」「**ア 郵便事業**」が挙げられており、今後同制度が実効的に運用されるよう、着実に取り組むこととしている。今後も国際社会と連携しつつ、強靱な**イ ICT** インフラの構築、サイバーセキュリティや**ウ サプライチェーン**の強化などに取り組んでいく必要がある。

また、気候変動問題が深刻化する中、我が国は、2020 年 10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、**エ カーボンニュートラル**の実現を目指すことを宣言しており、その後 2021 年 6 月に策定された「**オ 成長戦略実行計画**」において、情報通信産業のグリーン化について①デジタル化によるエネルギー需要の効率化・省 CO2 化の促進と、②デジタル機器・情報通信産業自身の省エネ・グリーン化の二つのアプローチを両輪として推進するとされている。

よって、**ア**には「郵便事業」、**イ**には「ICT」、**ウ**には「サプライチェーン」、**エ**には「カーボンニュートラル」、**オ**には「成長戦略実行計画」が入り、正解は 3 となる。

問題 56

情報通信用語

ア 本記述は妥当ではない。

移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者を「MNO」（Mobile Network Operator の略）という。なお、「OTT」（Over-The-Top）とは、自社では通信ネットワークは持たずにコンテンツ等を配信する上位産業レイヤーをいい、一般的に SNS やスマートフォンアプリ等の事業者を指す。

イ 本記述は妥当である。

BCP（Business Continuity Plan）は、自然災害やテロ、システム障害など危機的な状況に遭遇した際に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し、早期復旧を図ることを目的としており、近年、災害やテロなどの増加により、大企業を中心に策定が進んでいる。

ウ 本記述は妥当である。

本肢の記述のとおりである。アクセシビリティ（Accessibility）は、近づきやすさ、利用のしやすさ、便利であることなどと訳され、特に高齢者や障害者等、ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかということの意味している。

エ 本記述は妥当ではない。

企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のことを「CIO（Chief Information Officer）」という。なお、「CFO（Chief Financial Officer）」は、企業の最高財務責任者を指す。

オ 本記述は妥当ではない。

情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築する高度道路交通システムのことを「ITS（Intelligent Transport Systems）」という。なお、「ISP（Internet Service Provider）」とは、電話回線や ISDN 回線、ADSL 回線、光ファイバー回線、データ通信専用回線などのインターネット接続業者の総称を指す。

以上より、妥当なものはイ・ウであり、正解は 3 となる。

問題 57

個人情報保護法

ア 本記述は妥当である。

本肢の記述のとおりである（個人情報保護法 1 条）。

イ 本記述は妥当ではない。

令和 3 年の法改正において、デジタル社会形成整備法に基づく法改正、官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）がなされた。これにより、「個人情報保護法」「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」の 3 本の法律を 1 本の法律に統合することになった。

ウ 本記述は妥当である。

個人情報の基本理念は、民間事業者だけでなく、国や地方公共団体の行政機関についても適用される（個人情報保護法 3 条～5 条）。

エ 本記述は妥当ではない。

地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（個人情報保護法 13 条）。努力義務規定であり、「講ずるものとする」とは規定されていない。

オ 本記述は妥当ではない。

国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を「講ずるものとする」と規定されており、努力義務規定ではない（個人情報保護法 10 条）。

以上より、妥当なものはア・ウであり、正解は 1 となる。

問題 58

文章の補充

空欄補充問題は、問題文に示されている組合せの結果を参考にするほか、文章中のキーワードに注目することで、正解を導くことが容易になる。また、冒頭から順番に空欄を補充することにはこだわらず、補充しやすい空欄から埋めていくとよい。

まず、空欄Ⅰの直前の文章において、高校球児が黙禱を捧げる行為について「夏の甲子園での八月十五日のセレモニー」とあり、この「セレモニー」がキーワードとなる。選択肢中で「セレモニー」にリンクする表現を探してみると、「美しい光景」と表現されているウが適切であると導くことができる。

この時点で問題文に示されている組合せの結果を見ると、空欄Ⅰがウであるのは 3 と 4 のみなので、3 もしくは 4 が正解であると当たりをつけ、この 2 つの選択肢で異なっている空欄ⅡとⅤを検討すべきであろう。

この点、文章が短い空欄Ⅴについて検討してみると、その直前に「無知」という表現があり、ア～オの選択肢を見ると、アの「知的退廃」という表現が「無知」とリンクしていることがわかる。

なお、この時点で正解は 4 に絞ることができるが、念のため、残りの空欄についても確認する。

空欄Ⅱについて、文章全体を読むと、慰霊碑に記載されているメッセージに対して、「奇妙に感じられてしまう」といった著者なりの疑問を投げかけている。そして選択肢を見ると、「何を訴えたいのか、よくわからない」と表現されているエがふさわしいとわかる。

空欄Ⅲについては、空欄直前の「太平洋戦争を本質的に総体として捉えた発言」や直後の「歴史的検証」という表現に着目すると、オの「あの戦争とは何であったのか、どうして始まって、どうして負けたのか」が最も自然な文章であると判断できる。

最後に空欄Ⅳであるが、文章を精読すると、戦争の歴史認識をある一定の枠内に閉じ込めてしまっていることがわかる。このことから、イの「それで、後は臭いものには蓋と、一切の歴史をそうした枠内に追い込んできた」という表現が最もふさわしいと判断できる。

以上より、空欄はウ→エ→オ→イ→アの順で入ることがわかり、正解は 4 となる。

問題 59

文章の並び替え

大きな空欄に連続した文を補充する問題は、補充する文や空欄の前後のキーワードに注目することで正解できる。また、問題文に示された組合せを参考にすることが必須である。

以上を前提に本問をみると、空欄の直前の文章について、男性の空間把握能力を「狩り」をしながら進化してきたことに原因があると考えており、「自分を取り囲む空間の広さや、そこに配置されているものの位置関係などを」「無意識のうちに把握しておく習性が刷り込まれている」とある。そこで、選択肢を見ると、イの文章が、なぜ男性が無意識のうちに空間把握能力を備えるに至ったのかの理由が述べられており、直前の文章により対応していると判断できる。

そして、空欄内の冒頭の文章がイであるとした場合、正解は1か3に絞られることになるが、この場合、選択肢1と3はともに、イの次にくる文章はアとなっている。

そこで、アの次にくる文章を検討すると、ウかエとなるが、いずれの選択肢も「それは」「それが」とスタートとしており、判断に迷うかもしれない。

そこで、ここでは一旦保留とし、選択肢1と3では4つ目の文章がともにオとなっているため、最後の文章となるエかウを検討したい。ここでは空欄直後の文章の「しかし、これが、ときに物議を醸す。」という表現がヒントとなる。この点、ウの文章中の「自然な行為」というキーワードに着目すると、「自然な行為であるのに、物議を醸してしまう」と自然に文章が繋がることがわかるため、最後の文章がウであると判断できる。

以上より、空欄はイ→ア→エ→オ→ウの順で入ることがわかり、正解は3となる。

問題 60

語句の補充

本問は問題 58 の「文章」の補充と異なり、「語句」を補充する形式の問題だが、基本的な解き方は変わらない。

問題文に示されている組合せの結果を参考にするほか、文章中のキーワードに注目することで、正解を導くことが容易になる。また、冒頭から順番に空欄を補充することにはこだわらず、補充しやすい空欄から埋めていくとよい。

まず、空欄アの直前にある「人間が働くことの核」という表現や、直後にある「工場での労働を中心」にいう表現に着目すると、空欄アの語句が、労働の根本的なものであることが推測できる。ここで問題文に示されている組合せの結果を見ると、空欄アには「偏在的」「個別的」「基本的」のいずれかが入るが、「基本的」という言葉が最も相応しいと判断できよう。

すると、ここで正解は 3 か 5 に絞られるため、自動的に空欄イには「一般的」が入ることになる。実際に「一般的」を補充することで検証した場合、確証は持てないまでも不自然であるとは言えないため、ここでは深入りせずに、次に進みたい。

空欄ウは、少々難解かもしれない。直前では、「『会社員』とは、『仕事』の行われる形を示すに過ぎない」とある。ここでは「会社員」とは「仕事」の行われる手段であると言い換えることができ、そこに気付くことができれば、選択肢から「通勤」を選択することが可能となる。また、仮に他の選択肢である「組織」や「集団」を入れたとしても、前後の文脈から不自然な文章となることも判断できよう。

この時点で正解は 5 と判断できるため、後は検算的に空欄エとオを確認していけばよい。

空欄エには、「一般論」が入ることになる。空欄イも「一般的」が入るように、一貫して著者は、現実で起こりうる又は実際に起こっている「労働」の一般論を述べており、空欄イと空欄エは相互に関連している文章であることがここで検証できる。

空欄オについては、「喪失」「衰微」とどちらも似ているが、「喪失」は完全に失うこと、「衰微」は、衰えて勢いが弱ることを意味しており、似て非なる表現である。空欄オの直前に「著しく」と述べられているため、「喪失」ではなく「衰微」の方が妥当な表現と判断できる。

よって、アには「基本的」、イには「一般的」、ウには「通勤」、エには「一般論」、オには「衰微」が入り、正解は 5 となる。

